

活用しよう！ 介護保険サービス

●申請窓口 役場ふくし課 内線127

●問い合わせ 知多北部広域連合 事業課給付係 ☎052-689-2263

表1 収入に応じた預貯金等の基準額

利用者負担段階	預貯金等の基準額 ^{※2}
第1段階 生活保護または 老齢福祉年金 受給者	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円
第2段階 年金収入等 ^{※1} 80万円以下の方	単身 650万円 夫婦 1,650万円
第3段階① 年金収入等80万円超 120万円以下の方	単身 550万円 夫婦 1,550万円
第3段階② 年金収入等120万円 超の方	単身 500万円 夫婦 1,500万円

※1 公的年金収入金額(非課税年金を含む)
+その他の合計所得金額

※2 2号被保険者の基準額は、
単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下

利用者負担の軽減制度

介護保険では、利用者負担の軽減制度があります。対象者は、役場ふくし課で手続きをしてください。対象者として、すでに認定を受けている方も、更新手続きが必要です。

1 特定入所者介護(介護予防)サービス費による軽減制度

所得に応じた利用者負担段階によって負担限度額が決められ、食費・居住(滞在)費が軽減されます。負担限度額を超えた分は、特定入所者介護(介護予防)サービス費が支給されます。

●対象(すべてに該当)

- 本人および世帯全員が住民税非課税
- 配偶者が別世帯の場合、その配偶者も住民税非課税

●対象施設・サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院
- ショートステイ(短期入所生活介護および短期入

所療養介護(介護予防も含む)

2 社会福祉法人などによる低所得者負担軽減制度

著しく生計が困難な方がサービスを利用する場合に、利用者負担を軽減する法人等があります。軽減実施法人および対象サービスは、役場ふくし課または知多北部広域連合へ問い合わせてください。

3 災害などによる利用者負担減免制度

次の要件に該当する場合、介護サービスなど(総合事業は一部対象外)を利用した際の利用者負担額が減免されることがあります。

- 災害などにより、住宅、家財に半壊以上の損害を受けたとき
- 主たる生計維持者が死亡し、生計が著しく困難となったとき
- 疾病、障がいなどにより主たる生計維持者の年間所得見込額が前年の2分の1以下に減少し、生計が著しく困難となったとき

4 知多北部広域連合の利用者負担減免制度

介護保険料の所得段階が第1、第2、第3段階の方で、次の減免対象要件に該当する場合、介護サービスなど(総合事業は一部対象外)を利用した際の利用者負担額が減免されます。

●対象(すべてに該当)

- 知多北部広域連合の被保険者
- 住民税課税者に扶養されていない
- 介護保険料を滞納していない
- 世帯の年間合計収入が98万円(世帯員が2人以上の場合は、1人当たり32万円加算した額)以下
- 預貯金が350万円(世帯員が2人以上の場合は、1人当たり100万円加算した額)以下

●減免割合

利用者負担額のうち、介護保険料の所得段階が第1段階の方は4分の3、第2および第3段階の方は2分の1を減免(算出条件あり)

無料、予約制

介護サービス 利用に関する 法律相談

●とき

6月6日(木)
午後1時30分～4時30分

●ところ 大府市役所

●内容

介護サービスの利用上で
生じたサービス事業者との
トラブルに関する相談
で、法律問題を含むもの
※同一案件3回まで

●対象

知多北部広域連合から要
介護または要支援の認定
を受けた被保険者および
その介護者

●定員 6名(先着順)

●応対者

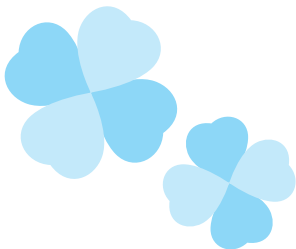
熊田法律事務所弁護士

●申込み

5月8日(水)～21日(火)
の平日午前8時30分～午
後5時に電話で問い合わ
せ先へ
※相談したい内容を具体
的に整理しておくこと

●問い合わせ

知多北部広域連合
総務課
☎052-689-1651



高額介護(介護予防) サービス費などの支給

同じ月に利用した介護保
険サービスの利用者負担額
が上限額を超えた場合は、
高額介護(介護予防)サービ
ス費または高額介護予防
サービス費相当支給費とし
て知多北部広域連合から支
給されます。

●対象の利用者負担額

介護サービス費用の自己
負担分に限る

※福祉用具購入費・住宅改
修費の自己負担分、食
費・居住費、日常生活費、
総合事業の一部の費用な
どは対象外

●申請方法

支給対象となる可能性が

ある方には、知多北部広域
連合から「高額介護(介護予
防)サービス費等について
のお知らせ」を送付しま
すので、申請書を役場ふくし
課に提出してください。

●注意

・高額介護(介護予防)サー
ビス費および高額介護予
防サービス費相当支給費
は、介護サービス利用月
の翌月の初日から2年で
時効となり、申請できな
くなります。

・申請手続きは初回のみで、
2回目以降は不要です。
・同一世帯で複数の方が介
護保険のサービスを利用
している場合は、世帯内
の利用者全員の申請が必
要です。すでに世帯の一
部の利用者の方が支給を
受けている場合は、新た
に対象となる方のみ申請
書を提出してください。

福祉用具購入費・ 住宅改修費の給付制度

介護保険の被保険者で要
支援・要介護認定を受けて
いる方が、福祉用具を購
入したり、住宅改修を行っ
たりしたとき(事前協議が必
要)に申請をすると、その
費用の一部が福祉用具購
入費または住宅改修費とし
て介護保険から給付される
ことがあります。

●申請方法

▼償還払い

被保険者が購入費または
工事費の全額を一旦業者
に支払い、その後、知多
北部広域連合に保険対象
分の9割、8割または7
割を申請する方法

▼受領委任払い

被保険者は購入費または
工事費の保険対象分の1
割、2割または3割を事
業者に支払い、その後、
申請により保険対象分の
9割、8割または7割を
知多北部広域連合から事
業者に支払う方法

※特定福祉用具購入や住宅
改修の代金を完済した日
の翌日から、2年間経過

すると請求できなくなり
ます。

●書類提出場所

▼福祉用具購入費の申請

特定福祉用具購入後、支
給申請書を役場ふくし課
へ提出

▼住宅改修費の支給申請

・改修工事を行う前に事前
協議書を役場ふくし課へ
提出
・事前協議書の結果通知を
受け取った後、改修工事
着工
・工事完了後、支給申請書
を役場ふくし課へ提出